

# 社労 think NEWS (併設 社労士家村事務所)

—2020年 夏号—



～事務所宣言～ 私たちは男女が  
ともに安心して子育てをし、仕事に打  
ち込める社会を目指します

〒101-0022

東京都千代田区神田練馬町73 プロミエ秋葉原701

TEL 03-3256-4864 FAX 03-3256-4865

E-mail [k@iemura.jp](mailto:k@iemura.jp) URL <https://sr-wakariyasuku.com/>

## 厚生年金の標準報酬月額の上限定改定

現在の厚生年金保険の標準報酬月額の等級区分の上  
限は 31 等級、62 万円です。厚生年金保険に関する等級  
区分の見直しは平成 12 年以降行われてきませんでした  
が、近年の賃金上昇により、今年 9 月より新たな等級(65  
万円)が追加され、上限が引き上げられます。

特別な手続きは必要なく、対象者がいる事業所に年金  
事務所から通知が来る予定です。また、健康保険の標準  
報酬月額の上限については変更ありません。

## 雇用保険の「被保険者期間」算定方法変更

雇用保険の失業等給付の支給を受けるためには、離職  
をした日以前の 2 年間に、原則として「被保険者期間」  
が通算して 12 か月以上必要です。

これまで、この「被保険者期間」の算定方法は、離職  
日から 1 か月ごとに区切った期間に、賃金支払基礎日数  
が 11 日以上ある月を 1 か月と計算していました。

しかし、パート・アルバイト等労働者の労働日数が少  
ない場合、労働時間数は雇用保険被保険者の要件を満た  
すのに、被保険者期間に算入されない期間が生じるため、賃金支払基礎日数が 10 日以下であっても、労働時間数が 80 時間以上ある月は 1 か月として計算することになりました。

この変更は、今年 8 月 1 日以降に離職する方に適用さ  
れます。詳しくは弊社にお問合せください。

電子申請

なら



弊社にお任せください。

## 新型コロナに対応するための雇用保険特例法

新型コロナウイルス感染症の影響が最小となるよう、  
雇用保険法に特例措置が講じられました。  
改正の概要は、下記 3 点とされ、6 月 12 日から施行さ  
れています。

- 1.休業手当を受けることができない労働者に関する新  
たな給付制度の創設
- 2.雇用保険の基本手当（いわゆる失業手当）の給付日数  
を一定の離職者につき 60 日（一部 30 日）延長する
- 3.雇用保険の安定的な財政運営の確保措置を講ずる

## 離職証明書の記載について（コロナ関係）

上記の特例法の特例措置 2 により、新型コロナウイルス  
感染症の影響により離職した方については、給付日数  
の延長の可能性があります。

そのため、ハローワークが対象者を把握できるよう、  
事業主は、離職証明書の具体的事情記載欄に『〇〇に伴  
う離職（コロナ関係）』と追記することになりました。

令和 2 年 5 月 26 日以降に離職した方で、離職理由が  
重責解雇、労働者の個人的な事情以外で、新型コロナの  
影響による離職の場合に（コロナ関係）と記載します。

詳しくは弊社にお問合せください。

## 弊所の体制について

弊社では緊急事態宣言解除後も、職員のシフトを見直  
し対応しております。引き続き、ご相談やお問合せはメ  
ールまたは家村携帯 09035225025 までお願いします。

Zoom や Skype 等 WEB 会議等にも対応しております。

暑中お見舞い申し上げます。

弊所は8月13日(木)～14日(金)

夏季休業とさせていただきます。

よろしく願い申し上げます。